

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」等の概要

1 改正の趣旨・目的

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）において、「スタートアップビザの滞在期間を延長し、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業等を活用することで、最長在留期間延長を検討する。あわせて、同制度の全国展開について検討する。」とされたことなどを踏まえ、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」（平成二年法務省告示第百三十一号。以下「特定活動告示」という。）について一部改正するなどの措置を講ずるもの。

2 改正の概要

現行の特定活動告示第44号は、経済産業大臣が認定した外国人起業活動管理支援計画に基づき、起業準備活動計画の確認を受けた者が、1年を超えない期間で、本邦において当該起業準備活動計画に係る活動等を行うことができるとしているところ、今般、その活動の期間を「1年を超えない期間」から「2年を超えない期間」に改めるなどするもの。

3 今後の予定

公布日：令和6年12月下旬

施行日：令和6年12月下旬